

大分市椎茸ほだ木造成支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成25年12月20日

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市椎茸ほだ木造成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、椎茸生産におけるほだ木造成に係る負担を軽減することにより、椎茸価格の下落による生産者の生産意欲の減退を防ぐとともに椎茸産地の振興に寄与するため交付する大分市椎茸ほだ木造成支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所又は所在地を有する原木椎茸生産者又はその生産者で構成する団体で、年間の椎茸ほだ木造成数が1,000本を超えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助の対象としない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、椎茸生産のため
のほだ木を造成する事業であつて、次の要件を満たすものとする。

- (1) 県内で生産された原木を使用していること。
- (2) 県内で植菌されたほだ木であること。
- (3) 下刈り、萌芽整理等、更新に伴う作業を行うこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業により造成されるほだ木のうち1,000本を超える
本数に1本当たり20円を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

- 2 前項の規定によるほだ木の本数の算定に当たっては、植菌する種駒20個をもって1本
とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市椎茸ほ
だ木造成支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提
出しなければならない。

- (1) 椎茸ほだ木造成支援事業計画書及び収支予算書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 市税完納証明書又は市税の納付状況に係る情報の照会に関する同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、大分市椎茸ほだ木造成支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第7条 前条第2項前段の交付決定通知書を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、大分市椎茸ほだ木造成支援事業補助金補助事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 椎茸ほだ木造成支援事業補助金補助事業実績書及び収支精算書（様式第6号）
- (2) 種駒の購入量を証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、大分市椎茸ほだ木造成支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条の規定により大分市椎茸ほだ木造成支援事業補助金額確定通知書を受けた補助事業者は、大分市椎茸ほだ木造成支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出

しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 暴力団員又は暴力団関係者であると判明したとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年8月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市椎茸ほだ木造成支援事業補助金交付要綱は、この要綱の施行の日以後の申請に係る大分市椎茸ほだ木造成支援事業補助金について適用し、同日前の申請に係る大分市椎茸ほだ木造成緊急支援事業補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際改正前の大分市椎茸ほだ木造成緊急支援事業補助金交付要綱に規定する様式 of 用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年9月19日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

大分市椎茸ほだ木造成支援事業補助金交付申請書

年 月 日

大分市長 殿

申請者 住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、その名称及び
所在地並びに代表者及び担当者の氏名〕

電話番号

下記のとおり大分市椎茸ほだ木造成支援事業を実施したいので、大分市椎茸ほだ木
造成支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 交付を受けようとする補助金の額 円

3 補助対象事業費 円

4 添付書類

様式第2号（第5条関係）

椎茸ほだ木造成支援事業計画書及び収支予算書

1. 事業計画

種駒植菌数 (A)	ほだ木造成本数 (B)=A/20(小数点以下切捨て)	補助対象本数 (B)－1,000
個	本	本

原木の産地	種駒植菌地	更新作業の内容 (下刈・萌芽整理等)

2. 収支予算

【収入】

科目	予算額	備考
市補助金	円	
申請者負担金	円	
計	円	

【支出】

科目	予算額	備考
椎茸ほだ木造成支援事業費	円	
計	円	

様式第3号（第5条関係）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。なお、大分市が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分市と行う契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1(1)～(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分市長

殿

住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

様式第4号（第6条関係）

大分市椎茸ほだ木造成支援事業補助金交付決定通知書

第 号

年 月 日

殿

大分市長

印

年 月 日付けで申請のあった大分市椎茸ほだ木造成支援事業補助金の交付については、下記のとおり決定したので大分市椎茸ほだ木造成支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|-------------|--------|
| 1 | 補助金の額 | 円 |
| 2 | 補助対象事業費 | 円 |
| 3 | 補助対象事業の内容 | ほだ木の本数 |
| | 種駒数 | 個 |
| 4 | 補助事業の目的及び内容 | |
| 5 | 補助の条件 | |

様式第 5 号（第 7 条関係）

大分市椎茸ほだ木造成支援事業補助金補助事業実績報告書

年 月 日

大分市長 殿

申請者 住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、その名称及び
所在地並びに代表者及び担当者の氏名〕

大分市椎茸ほだ木造成支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 交付決定年月日 年 月 日
交付決定番号 第 号
- 2 補助金の交付決定通知額 円
- 3 補助事業の成果
- 4 添付書類

様式第6号（第7条関係）

椎茸ほだ木造成支援事業補助金補助事業実績書及び収支精算書

1. 事業実績

種駒植菌数 (A)	ほだ木造成本数 (B)=A/20(小数点以下切捨て)	補助対象本数 (B)－1,000
個	本	本

原木の産地	種駒植菌地	更新作業の内容 (下刈・萌芽整理等)

2. 収支精算

【収入】

科目	予算額	精算額	備考
市補助金	円	円	
申請者負担金	円	円	
計	円	円	

【支出】

科目	予算額	精算額	備考
椎茸ほだ木造成支援事業費	円	円	
計	円	円	

様式第 7 号（第 8 条関係）

大分市椎茸ほだ木造成支援事業補助金額確定通知書

第 号

年 月 日

殿

大分市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった大分市椎茸ほだ木造成支援事業補助金補助事業については、下記のとおり補助金の額を確定したので大分市椎茸ほだ木造成支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定年月日 年 月 日
交付決定番号 第 号
- 2 補助金の交付確定額 円

様式第 8 号（第 9 条関係）

大分市椎茸ほだ木造成支援事業補助金交付請求書

年 月 日

大分市長 殿

請求者 住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、その名称及び
所在地並びに代表者及び担当者の氏名〕

大分市椎茸ほだ木造成支援事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により次のと
おり請求いたします。

交付請求額 金 円

1 交付決定年月日 年 月 日

交付決定番号 第 号

2 振込先

指定金融機関名		支店名・支所名
預金の種類	口座番号	口座の名義
普通・当座		(フリガナ)